一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人（平成十一年十月一日において適用されていた同条各号に掲げる法人であって、かつ、同日において適用されていたこの規則第八条各号に掲げる法人でなかったものを除く。）

二　国家公務員退職手当法施行令第九条の四各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）

三　旧二千五年日本国際博覧会協会（平成九年十月二十三日に設立され、平成十八年十二月二十七日に解散したものであり、かつ、清算が結了したものをいう。）

四　旧二千二年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会（平成九年十二月十二日に設立され、平成十五年十二月三十一日に解散したものであり、かつ、清算が結了したものをいう。）

五　中部国際空港株式会社

（人事院規則一二―〇―二二の一部改正）

第二条　人事院規則一二―〇―二二（人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○復興庁告示第五十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（おいらせ町復興推進計画（認定番号青森第四号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第五十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（おいらせ町復興推進計画（認定番号青森第四号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社青森銀行
二　住所　青森県青森市橋本一丁目九番三十号

○復興庁告示第五十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社東北銀行
二　住所　岩手県盛岡市内丸三番一号

○復興庁告示第五十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社北日本銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目六番七号

○復興庁告示第五十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第五十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第六十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（福島市復興推進計画（認定番号福島第十九号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第六十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（福島市復興推進計画（認定番号福島第十九号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○復興庁告示第六十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（会津若松市復興推進計画（認定番号福島第二十号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第六十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号岩手第九十一号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第六十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第二十一号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第六十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（天栄村復興推進計画（認定番号福島第二十二号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第六十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月二日付けで認定した復興推進計画（新地町復興推進計画（認定番号福島第二十三号））に係る指定金融機関を平成二十五年八月二十六日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年九月五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号